

# 確定申告会場をお知らせします

3

フローチャートを参考に確定申告会場を確認しましょう  
 確定申告会場は間違えのないようお願いします

「給与」・「年金」・「一時所得(保険の満期など)」・「シルバー人材センターからの配分金」・「配当所得(総合)」のみの申告(確定申告A)ですか？  
 もしくは、市・県民税の申告(営業・農業・不動産等があったとしても所得税の納付または還付が発生しない申告)ですか？

わからない

税務課市民税係  
 (☎35-0912)へ  
 問い合わせください。  
 ※税務課市民税係  
 の受付時間は、  
 平日午前8時15分  
 ~午後5時です。



下記に1つでも該当しますか？  
 (確定申告B)  
 ・営業、農業、不動産収入がある人  
 ・土地(公共含む)や建物・株式を売却した人  
 ・上記以外の市役所で受付できないものに該当する人※

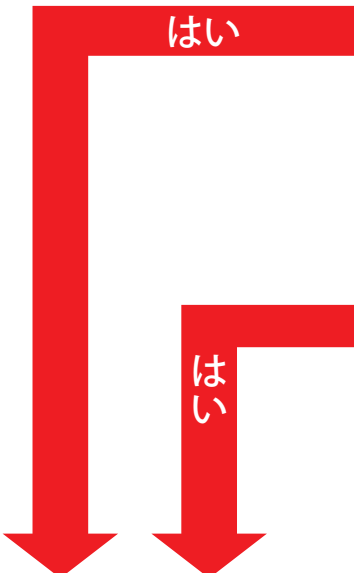
所得税の「住宅借入金等特別控除」を行いますか？



所得税の「住宅借入金等特別控除」は初年度分ですか？



政党による「寄附金控除(税額控除)」を受けますか？



J A 掛川市茶業研修センター  
 (掛川市千羽 609-1)

J A 掛川市茶業研修センターまたは、  
 市役所庁舎東館(プラザきくる) 3階会議室、  
 小笠支所会議棟の申告会場

※青色申告、海外への仕送証明を必要とする申告、証券口座の取引に係る配当所得の申告、雑損控除を受ける申告、退職所得の申告、初年度の住宅借入金等特別控除を受ける申告、死亡した人の申告(準確定申告)、過年度分の申告、相続税・贈与税・消費税の申告